制限付き一般競争入札（事後審査・ダイレクト型）について（公告）

制限付き一般競争入札（事後審査・ダイレクト型）を次のとおり執行します。

令和　８年１１月１７日

柏市上下水道事業管理者　　飯　田　　晃

１　案件概要

(1) 番号

工事　第７９号

(2) 件名

各水源地次亜塩素注入施設修繕（８－３１０－０）

(3) 場所

柏市中原１８１１番１２他

(4) 概要

・第三水源地他２箇所　次亜注入ポンプ分解整備

・第三水源地他２箇所　Ｙ型ストレーナー整備

・第三水源地他２箇所　貯留槽点検整備

(5) 工期

契約締結日の翌日から令和９年３月２６日（金）まで

(6) 入札形態

電子入札（ちば電子調達システム）

(7) 予定価格

落札者の決定後に公表

(8) 最低制限価格

落札者の決定後に公表

２　入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は，この公告の日から開札の日まで（総合評定値については公告の日）において，次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 登録状況

ア　機械器具設置工事について，柏市競争入札参加資格者として登録されていること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

ウ　電子交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者又はこの公告の日前６か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生の手続又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生の手続の申立てがなされている者（競争入札参加資格者として，再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。

オ　柏市上下水道局建設工事請負業者等指名停止要領（平成２１年１０月１日制定）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）又は柏市上下水道局建設工事等暴力団対策措置要領（平成２７年４月８日制定）に基づく指名除外を受けていないこと。

カ　柏市上下水道事業管理者と契約を締結した案件の工事検査通知書の評定点（以下「工事成績」という。）が，次に掲げるものに該当しないこと。

①　開札の時以前３か月以内に通知を受けた工事成績で６０点未満（低入札価格調査の対象となり落札した案件については，６５点未満）のもの

②　開札の時以前２か月以内に通知を受けた工事成績で６０点以上６５点未満のもの

キ　事業協同組合等が入札に参加をする場合，その構成員ではないこと。

(2) 所在

本店が日本国内にあること。ただし，本店は，人的及び物的設備を充足していること（責任者が常勤していること。電話の転送等は原則として認めない。一時的な転送においては，転送先が別法人や雇用関係のない個人等ではないこと）。

(3) 許可

機械器具設置工事について，建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

ただし，下請代金の総額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が５，０００万円以上となる場合は，特定建設業の許可を受けていること。

(4) 総合評定値

ア　総合評定値（建設業法第２７条の２９第１項の総合評定値で，この公告の日において本市に登録されているものをいう。）が，機械器具設置工事について，７００点以上であること。

イ　契約の締結の日前１年７か月以内の審査基準日の経営事項審査を受けている

こと。

(5) 実績

官公庁等又は民間が平成２８年度以降に発注した５００万円以上の機械器具設置工事（平成２０年度以降に本市が発注した案件であって，当該工事成績が６５点未満のものを除く。）について，元請又は下請として施工完了した実績があること。

(6) 技術者

機械器具設置工事について建設業法第２６条第２項の監理技術者又は同条第１項の主任技術者を配置すること。

ただし，契約金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が４，５００万円以上となる場合は，建設業法第２７条の１８第１項の監理技術者資格者証の交付を受けた者又は同法第２６条第１項の主任技術者（下請代金の総額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が５，０００万円以上となる場合は，監理技術者資格者証の交付を受けた者）を専任で配置すること。

なお，建設業法第２６条第３項第２号の監理技術者補佐を専任で配置する場合，監理技術者は２件まで兼任可能とする。

また，当該配置する技術者は，入札書の提出があった日において３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

(7) 社会保険等の加入

健康保険，厚生年金保険，雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していること。

３　設計図書等の閲覧

(1) 期間

この公告の日から開札の日の前日まで

(2) 方法

入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち，この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄での閲覧

４　質疑及び回答

(1) 質疑受付期限

令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

(2) 質疑受付方法

質疑書様式（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち，この公告の件

名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「質疑書」に必要事項を入力したもの）により質疑を作成し以下に指定するメールアドレス宛に送信すること。

(3) 質疑送信先メールアドレス

suido_nyusatsu@city.kashiwa.chiba.jp

(4) 回答方法

令和８年１１月２７日（金）午前９時までに，入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち，この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「質疑書」欄に回答を掲載する。

5　入札書

暴力団排除に関する誓約事項（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち，この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「誓約事項」）を承諾のうえ，入札しなければならない。

(1) 送信期間

令和８年１１月２７日（金）午前１０時から同年１２月２日（水）午後３時まで

(2) 送信方法

内訳書及び調査票（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち，この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「内訳書及び調査票」に必要事項を入力したもの）を作成し，電子入札システムに添付して送信すること。

(3) 入力する入札金額

契約金額は，入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（その金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は，免除する。

6　開札

(1) 日時

令和８年１２月３日（木）午前１０時２０分

(2) 場所

上下水道局総務課

(3) 立会人

入札参加者は，開札に立ち会うことができる。

7　再度入札

開札の結果，予定価格（及び最低制限価格）の範囲内での入札がないときは，１回目の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際，１回目の入札で無効となった者（及び最低制限価格未満の入札をした者）は，再度入札に参加できないものとする。

なお，再度入札における入札書の提出期限日等は，電子入札システムの「再入札通知書」により通知する。

8　契約

(1) 社会保険等未加入建設業者との下請契約

落札者は，社会保険等（健康保険，厚生年金保険，雇用保険）の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者をいい，当該届出の義務がない者を除く。）とは，原則として下請契約を締結してはならない。

(2) 契約保証金

契約金額の１０分の１以上の額を納付すること（当該納付に代えて，保険会社，金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項の保証事業会社をいう。）の保証によることができる。）。ただし，税込み契約金額が２００万円を超えるものに限る。

(3) 前払金及び中間前払金

前払金は契約金額（継続事業に係る前払金については，原則，当該会計年度の出来高予定額）の４割に相当する額（１０万円未満の額を切捨て），中間前払金は契約金額の２割に相当する額（１０万円未満の額を切捨て）を請求をすることができる。ただし，税込み契約金額が２００万円を超えるものに限る。

なお，前払金と中間前払金の合計額は，原則として１億円を限度とし，契約金額（継続事業に係る前払金については，原則，当該会計年度の出来高予定額）の６割の額（１０万円未満の額を切捨て）を上限とする。

(4) 部分払

柏市財務規則（昭和５９年柏市規則第４号）第１６０条の部分払の請求をすることができる。

(5) 建設業退職金共済に係る手続

建設業退職金共済証紙を購入し，その掛金収納書を提出すること（その他の退職金共済制度に加入している場合又は独自の退職金制度を保有している場合を除く。）。

(6) ＣＯＲＩＮＳ

一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録をすること（契約金額が５００万円未満の案件を除く。）。

(7) 着手届

契約締結後，必要な書類を添付して１４日以内に提出すること。

(8) 契約の締結方法

本案件は，紙による契約締結のほか，電子契約による契約の締結を選択できるものとする。

電子契約を選択する場合は，入札時に電子契約利用申出書（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち，この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「電子契約利用申出書」に必要事項を入力したもの）を作成し，電子入札システムに添付して送信すること。なお，電子契約を選択しない場合は，紙の契約書により契約を締結する。

9　留意事項

(1) 無効な入札

入札参加資格のない者が行った入札，申請書若しくは入札書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の入札及び入札条件（柏市上下水道局入札情報の「規程集」に掲載するもの）に違反した者の入札は無効とする。

(2) 事後審査型

本案件は事後審査型の制限付き一般競争入札であり，開札時に実績，配置技術者及び許認可等の適否を判断するため，開札により最低金額を提示した者であっても，落札者とならない場合がある。

(3) システム障害等

ア　ちば電子調達システム等に障害等やむを得ない事情が生じた場合は，開札日時を延期し，又は用紙による入札に変更することがある。

イ　入札参加者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は，本市上下水道局の承諾を得て用紙による入札に変更することができる。

(4) 異議申立て

ア　入札後，設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはで

きない。

イ　入札の執行は，本市上下水道局の都合により，又は入札を公正に執行することができないと認めるときは，開札日時を延期し，又は取りやめることがある。この場合において，入札参加者は，異議を申し立てることはできない。

(5) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては，契約の相手方）は，建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき，工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは，落札決定（随意契約の場合にあっては，契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに，総務課に対して，その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

１０　担当

(1) 発注部署

上下水道局　施設管理課

(2) 入札執行部署

上下水道局　総務課

住所　柏市千代田一丁目２番３２号

電話　０４－７１６６－３１８１